

令和元年度区立小・中学校等定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査期間

令和元年11月1日（金）から令和元年12月18日（水）まで

2 監査の対象

平成30年度の財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況

3 監査対象校及び日程

別添「令和元年度区立小・中学校等定期監査日程表」のとおり

4 監査の内容及び主な着眼点

区立小・中学校等定期監査は、平成30年度の財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に執行されているかを基本に、以下の項目を踏まえて実施した。

- （1）予算の執行は適正かつ合理的に行われているか。
- （2）契約の締結及び履行の確認は適正に行われているか。
- （3）給与関係事務（給与、出張、休暇等）は適正に行われているか。
- （4）財産の管理は適正に行われているか。
- （5）児童・生徒の危機管理は適切に行われているか。

5 監査の方法

監査事務局職員による書類調査及び監査委員による説明聴取の方法により監査を行うとともに、施設を視察し、管理状況について監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

（1）服務事務における事務処理を誤っていたもの

特別支援教室事業にかかる巡回指導教員の出勤補助簿については、年度末に巡回校から拠点校へ送付することになっているが、送付されていなかった。

（大岡山小学校、向原小学校）

(2) 給与事務における即日帰庁旅費の算定を誤っていたもの

ア 定期券調整に誤りがあったもの

(八雲小学校、大岡山小学校、緑ヶ丘小学校、宮前小学校、目黒中央中学校、
大鳥中学校)

イ 出張時間後の年次休暇取得時の旅費支給の適用に誤りがあったもの

(目黒中央中学校、大鳥中学校)

ウ 旅行雑費の適用に誤りがあったもの

(大岡山小学校、第十中学校、目黒中央中学校)

エ 交通実費に誤りがあったもの

(八雲小学校、大岡山小学校、緑ヶ丘小学校、大鳥中学校)

(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

2 者見積りで税抜き価格と税込み価格をそのまま比べたために、価格の高い方を採用していた。

(第十中学校)

(4) 現金の出納管理における事務処理が適正でなかったもの

私費扱いの現金を公金口座(校長交際費)に入金していた。

(向原小学校)

(5) 物品の管理における事務処理が適正でなかったもの

重要物品で廃棄済みであったが、備品管理システムへの入力が行われていなかった。

(宮前小学校、第十中学校)

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項等があったので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 物品管理について

今回の定期監査では、平成30年度目黒区財産に関する調書(決算書の附属資料)に記載されている物品(取得価格が50万円以上の重要な物品)の管理状況の確認も行った。その結果、指摘事項のとおり、同年度において既に廃棄されていた物品が2件あったところである。

また、車いすを使用する人の階段昇降を助ける「移動昇降機」を保有する学校では、利用する児童の卒業後、それが倉庫に眠ったままになっていた。移動昇降機を要する所属は他にもある可能性があり、こうした物品は、学校間等での調整を行い、必要度の高い所に移し、更に活用することが求められる。

物品管理規則に従って、不用品への組替えや廃棄、所属換えを適切に行うなど、物品の適正な管理に努められたい。

(会計課、教育支援課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)

（２）学校（園）における働き方改革について

子どもたちと教職員のいきいきとした学校生活や教育活動につなげる趣旨で、教育委員会は、平成３１年３月に「目黒区立学校（園）における働き方改革実行プログラム」（以下「実行プログラム」という。）を策定した。取組方針として、教育委員会には、時間を創出するための環境整備を図ること、学校には、勤務時間を踏まえた働き方改革を進め、教職員一人ひとりの意識改革に努めることが求められている。

令和元年８月には、具体的な取組内容に掲げられている「留守番電話の設置」が教育委員会により行われた。この定期監査の実施は、設置後３か月が経過した時点であったが、その効果に関して、学校（園）側の評価は高かった。引き続き具体的な対策の推進が期待されている。

学校においては、土日の出勤状況はあまり変わらず、実行プログラムにある取組事例に着手しているところはまだそれほど多くない。対応は、緒についたばかりという印象である。課題解決に向けた学校における当面の目標としては、教職員個々の意識改革の促進と共に、業務の精選がやはりあげられていた。

これを進めるためには、実行プログラムが掲げる取組の実現、教職員の考え方の転換に加え、保護者や地域の理解と協力が欠かせない。しかし、教職員の勤務軽減を念頭に、仕事の効率化を図るため、現在行っている校務の見直しを学校側から保護者や地域に伝えてゆくことに関しては、実際のところ言い出しにくく難しい、という意見があった。

多忙な教員の実態により、「教員離れ」が懸念され、景気の動向などの要因もあると思われるが、現実には小学校全科等の東京都公立学校教員採用候補者選考の受験者数や受験倍率は低下してきている。長時間労働の改善は、子どもたちの学びを支える教員の心身の健康という面だけでなく、その勤務実態が教育現場での優秀な人材の確保を妨げる一因となり始めている可能性もあり、まさに学校教育の質を左右する重要課題といえる。

まずは教育委員会から、保護者や地域に対し、学校（園）における働き方改革について、わかりやすく、納得できるように説明し、その理解を深めて、学校（園）への協力が得られやすい環境づくりを更に進めて欲しい。あわせて、教育委員会と学校（園）がよく連携し、実行プログラムの一層の推進に努めることが望まれる。

（教育政策課、教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園）

（３）都費負担職員に係る事務の効率化について

例年同様、今回の定期監査においても、教職員の出勤簿や休暇・職免等の処理、旅費請求などで、事務処理の誤りが複数校で見られた。こうした問題は、事務の情報処理システム化によりその多くが解決するものと思われる。

現在、学校（園）における働き方改革に係る具体策の一つとして、「タイムレコ

ーダーシステムの構築・導入」が掲げられている。一層の効率化等を図るため、それらの導入に合わせ、都費負担職員に係る事務の情報処理システム化を進めることも検討されたい。

(教育政策課、教育指導課)

(4) 危機管理について

台風接近時等の学校（園）における安全対策については、既に教育委員会で定められ、「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」として公表されている。

令和元年9月の台風15号の際にも、このうちの「台風に対する対応基準」に基づき、各校（園）ごとに始業繰下げなどの判断がなされた。

しかし、前日が日曜日であったこともあり、学校からの連絡が見守りメールの利用となって、アクセスの集中により、保護者へ連絡ができなかった学校や、ホームページの更新が間に合わなかった学校が見られた。また、鉄道の計画運休の影響により、予定した始業時間までに教員が出勤できず、授業の開始が更に遅れたところもあった。

今回の台風15号への対応においては、このように対応策決定のタイミング、アクセスが集中したときのインターネット環境や、鉄道の計画運休時の体制など、いくつかの課題が改めて明らかとなった。こうした点を踏まえ、教育委員会及び学校（園）においては、災害発生が懸念される状況下での事前の対応策を再検討し、備えを強化されたい。

(教育政策課、学校ICT課、教育指導課、各小・中学校、幼稚園、
各こども園)

(5) 人材の確保について

教員の産休・育休時や病欠等が生じたときに必要となる、産休育休代替教員や時間講師などの採用に関しては、人がなかなか見つけられずに、現在多くの学校で対応に苦慮している。中には、人材の確保ができなくて、その結果、仕方なく校長と副校長が一部の授業を担当するケースも見られた。学校で候補者を探し求める活動が校務の負担になっている様子もうかがえ、東京都教育委員会はもとより、区教育委員会としても更なる支援が求められている。

ある小学校では、退職した元教員に就任を依頼した際、免許状更新講習未修了のため教員免許状が失効しており、断られた事例があったことを聞いた。このようなときには、臨時免許状（有効期間3年）の活用が考えられる。

教員不足は全国的な傾向で、臨時免許状の授与件数は東京都では少ない（平成29年度で小学校は1件）ものの、近隣の埼玉県（同417件）や千葉県（同198件）では多く、この制度の利用が進んでいる。

免許状更新講習未修了により教員免許状が失効した退職教員等の活用は、や

むを得ない場合、文部科学省も認めるところであり（平成31年1月16日付30教教人第17号「免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与について（通知）」）、他区と協力しながら、課長会の場合などで東京都教育委員会にその手続の簡素化も含め要請していくことが望まれる。

そうした取組など、所管課としても、様々な方策を検討し、人材の確保に努められたい。

（教育指導課）

（6）毒物劇物の適正な管理について

今年度、理科教育推進委員会が「理科準備室チェックシート」を作成し、全校に配付され、理科室運営支援員が学校を訪問して、チェックシートに基づき確認、助言を行った。その結果、指摘事項はなく、薬品類は良好に管理されていた。理科室運営支援員が継続的に関わることによって、チェックシートの効果が維持されと考えられる。今後とも同様の対応を図り、適正な管理に努められたい。

（教育指導課、各小・中学校）

3 まとめ

各学校（園）における財務事務などの執行は、おおむね適切に行われていることが今回の区立小・中学校等定期監査で確認できた。昨年度より対象を拡大して監査を実施している私費会計の給食費の管理においても、特段の問題は見られなかった。

教職員の服務事務や給与事務等における事務処理の誤りに関しては、いずれの学校（園）でも生じる可能性のあるミスであり、マニュアルによる確認や定期的なチェックなどを徹底し、その防止に更に取り組んで欲しい。

適正な事務処理に留意しながら、教育委員会と学校（園）が十分に連携し、学校（園）で生じている様々な課題の解決を通して、「めぐろ学校教育プラン」が目指す教育の充実が図られるように期待する。

以 上